

三原市本庁舎広告付き窓口案内システム設置事業者選定に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

現在、民間事業者の協力によって、当市本庁舎の1階総合窓口及び待合スペース等では、手続き内容に応じた受付番号を出力する発券機、窓口の待ち状況を表示するモニター設備や交付準備が整った者への呼び出し機能などを備えている。一方で、来庁するまで混雑状況を把握することができない、交付準備完了による呼び出しがあるまで本庁舎にとどまらなくてはならず、繁忙期には待合スペースが非常に混み合う状況にあることから、引き続き、民間事業者の協力を得て、これまでのサービスを維持しつつ、新たな窓口案内システム及び関連機器（以下「機器」という。）の設置等の事業提案を求め、当該事業者を公募型プロポーザル方式により選定し、来庁者へのよりよいサービス提供に資することを目的とする。なお、事業の実施に係る一切の費用（機器等の設置・運営・維持及び撤去、広告主の募集・広告の制作その他広告事業の実施にかかる費用、その他全ての費用）については、事業者の負担とし、当市の費用負担がないことを前提とする。

2 事業概要

(1) 事業名称

三原市本庁舎広告付き窓口案内システム設置事業

(2) 事業場所

三原市本庁舎（三原市港町三丁目5番1号）1階総合窓口及び待合スペースほか
※「別紙1 本庁舎参考図面」を参照すること。

(3) 事業内容

「三原市本庁舎広告付き窓口案内システム設置事業仕様書」のとおり。

(4) 事業期間

令和7年5月1日から令和12年4月30日まで。ただし、協定書締結日から事業開始の日の前日までは、機器の設置・調整、広告主募集、職員研修等に伴う準備期間とする。なお、事業期間満了後に機器等を撤去する場合、その期間も事業期間に含むものとする。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、建設業者等指名除外要綱（平成17年三原市要綱第204号）の規定に基づく指名除外の措置要件に該当しない者であること。
- (3) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 国税及び三原市税を滞納していない者であること。（三原市への納税義務がない場合は三原市税に関するものは除外する。）
- (5) 平成30年4月1日以降に、日本国内の官公庁施設における窓口案内システムの設置・運用に係る広告事業の実施実績がある者であること。

4 スケジュール

公募開始（実施要領等の公表、配布開始）	令和6年11月1日（金）
---------------------	--------------

質問書の提出期限	令和6年11月18日(月) 17時00分
参加表明書・企画提案書の提出期限	令和6年11月25日(月) 17時00分
ヒアリング日時の通知	令和6年11月26日(火)
ヒアリング実施日	令和6年11月28日(木)午後
選定結果通知	令和6年11月29日(金)
協議・協定書締結	令和6年12月中
設置作業	令和7年4月下旬
業務開始	令和7年5月1日(木)

※ 現時点の予定であり、今後変更する場合がある。

5 質問及び回答

本プロポーザルの実施に関し、不明な点がある場合は、次の方法により質問を受け付ける。

(1) 提出期限

令和6年11月18日(月) 17時まで【必着】

(2) 提出先

「10 書類提出及び問合わせ先」に同じ。

(3) 提出方法

質問書(様式第1号)に質問事項を箇条書きで記載し、電子メールで提出すること。

※ 受信確認のため、提出した際は電話でその旨を連絡すること。

(4) 回答方法

三原市ホームページ上に掲載する。(原則、電話・口頭等による質問には応じない。なお、質問の回答書の内容は、本実施要領の追加又は修正とみなすことができるものとする。)

6 参加表明書・企画提案書の提出方法

(1) 提出期限

令和6年11月25日(月) 17時まで【必着】

(2) 提出先

「10 書類提出及び問合わせ先」に同じ。

(3) 提出方法

電子メールにて申し込むものとする。ただし、(4) 提出書類 オ 別途提出書類(該当者のみ ※印参照) 各1部については、持参又は郵送とする。(持参の場合の受付時間は、土曜日・日曜日・祝日を除く8時30分から12時まで及び13時から17時までとする。また、郵送の場合は必着とする。)

(4) 提出書類

ア 参加表明書(様式第2号)

イ 事業実績書(様式第3号)

ウ 価格提案書(様式第4号)

※留意点

- ・提案する価格は、当市へ納入する行政財産使用料及び広告料の1年間の合計金額とすること。
- ・消費税及び地方消費税額、電気使用料(実費)は含まないこと。

エ 企画提案書(任意様式)

※作成方法

- ・様式

- A4判、任意様式、ページ番号付

- ・企画提案書の構成

- 企画提案書は「表紙・目次・本編」で構成し、本編は、別表「審査基準」の各項目（ただし、「価格提案評価」に関する記述を除く。）を網羅する内容で構成すること。

オ 別途提出書類

※ 令和6～8年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格登録業者名簿又は令和5・6年度三原市測量・建設コンサルタント等業務委託競争入札参加資格名簿に登載されている者以外の者が参加表明書を提出する場合、次の書類を各1部提出すること。
また、各種証明書は申請日以前3ヵ月以内に証明されたものを提出すること。

(ア) 商業登記簿謄本（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）の写し

(イ) 印鑑証明書の写し

(ロ) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書）の写し（直近1年分）

(ハ) 市税の納税証明書 ※写し不可、三原市に納税義務がない場合は不要

(ニ) 消費税及び地方消費税の納税証明書((その3)または(その3の3))の写し

(5) 参加の辞退

参加表明書の提出後、参加を辞退する場合は、代表者名・押印による任意様式の書面で申し出ること。

7 選定方法

(1) 選定委員会の設置

企画提案の審査及び設置事業者の候補者を選定するため、市職員で構成する選定委員会を設置する。

(2) 審査及び選定

選定委員会において、別表の審査基準に基づき採点し、最も点数の高かった提出者を候補者として選定する。

(3) ヒアリング

企画提案の内容確認及び審査のため、選定委員会においてヒアリングを実施する。

ア 実施日 令和6年11月28日(木) 予定

イ 実施場所 三原市役所本庁舎内会議室（三原市港町三丁目5番1号）

ウ 実施方法

(ア) 1社につき50分程度（説明30分、質疑20分）を予定している。

(イ) 70インチモニター、HDMIケーブル、電源は市が用意する。その他の機材を使用する場合は、各提出者が準備すること。

エ 備考

(ア) 提出者ごとのヒアリングの日時・場所は、別途通知する。

(イ) 市及び事業者の協議により、オンラインで行う場合がある。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格の要件を満たしていない場合、又は満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合、又は提出書類に不備があった場合

ウ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

エ ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合

8 協定書の締結等

- (1) 当市は、候補者と協議し、設置事業者としての適格性の審査を行った上で、提案内容を反映した協定書を締結する。
- (2) 候補者は、協定書締結に向けて当市と協議し、協力すること。
- (3) 協定書締結後、当市の指示に基づき、行政財産目的外使用許可の申請を行うこと。
- (4) 当市は、候補者との協議が調わない場合、又は候補者が失格となった場合は、次点者と協議を行うものとする。

9 その他

- (1) 企画提案書の提出は、1社につき1案とする。
- (2) 提出書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。
- (3) 参加表明及び企画提案に要する経費は、提出者の負担とする。
- (4) 企画提案書の著作権は、各提出者に帰属する。ただし、当市と協定書締結に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める範囲に限り、提出者の同意を得てその一部又は全部を無償で使用するものとする。
- (5) 提出書類については、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第18条第3項第3号の意思表示がない場合、三原市情報公開条例（平成17年3月22日条例第12号）に基づき公開する。

10 書類提出及び問い合わせ先

三原市 総務部 総務課

所在地：〒723-8601 広島県三原市港町三丁目5番1号（本庁舎4階）

電話：0848-67-6022(直通) Fax：0848-64-7101

Eメール：somu@city.mihara.hiroshima.jp

別表

審査基準

項目	審査基準	点数
事業者評価	関連業務の実績	10点
	事業者の適格性 (業務理解、業務開始日までの工程、ヒアリングへの対応など) ※説明時間を大幅に超過した場合等は減点します。	5点
企画提案評価	機器の構成及び仕様 (機器の機能性及び想定業務への対応、職員の操作性、設定可能内容の充実度、来庁者のわかりやすさ・呼び出し音の聞こえやすさへの配慮 など)	30点
	窓口業務運用に併せた機器構成等の変更への対応 (機器の増設・移設、表示画面の変更への対応の容易さ など)	10点
	表示モニターの構成及び仕様、配置、掲載情報 (画面サイズ・配置など来庁者のわかりやすさへの配慮、行政情報発信ツールとしての価値 など)	10点
	保守・サポート体制 (職員研修、職員の操作習得に対する支援、消耗品の補充、機器不具合・広告苦情等への対応方法など)	20点
	広告掲載の表示方法及び広告主の選定方法	10点
価格提案評価	行政財産使用料及び広告料の1年間の合計金額	5点
計		100点